

令和6年12月25日制定  
令和7年12月22日一部改訂  
独立行政法人農業者年金基金

## 「アセットオーナー・プリンシップル」の受入れについて

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、守るべき運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシップル)に賛同し、受け入れる旨をここに表明します。

基金として、引き続き、年金資産のアセットオーナーとしての責任を果たすべく、受益者たる被保険者、受給権者等の利益のためにその運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うために、各原則に沿って、必要な取組を実施していきます。

**原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。**

- 基金は、法令の規定に基づき、運用の目的及び目標並びに資産構成等を定めた基本方針を策定しています。これに基づき、将来にわたり、年金及び死亡一時金の給付を安定的に行うため、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益(トータル・リターン)を長期的に確保することを目指し、安全かつ効率的に運用を行います。
- 基本方針については、農林水産大臣の認可を経て策定しており、外部の専門的知識及び経験を有する者で構成する資金運用委員会において、運用環境の変化も踏まえて運用の方針、運用状況及び運用結果の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

**原則2.** 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 基金は、年金資産の管理・運用に当たって、専門的知見に基づき行動するため、国内債券の満期保有を目的として行う自家運用を除き、外部の運用受託機関を選定し、委託運用を行います。
- 専門人材の確保・育成等に関しては、資金の運用環境の変化等に適切に対応するため、資金運用系職員として人材を確保・育成することとし、資産運用等の分野の専門的、実務的な研修を実施し、当該分野の資格取得や学習機会の活用等を積極的に支援するほか、外部機関との交流等を通じて職員の業務運営能力の向上を図る機会の充実を図るなど専門的な知見を有する人材の確保・育成に努めます。
- 基金は、専門的見地から支援、助言を受けるため、外部専門家である年金コンサルタントを選定するとともに、外部の専門的知識及び経験を有する者で構成する資金運用委員会を、毎年度、複数回開催し、そこでの意見を踏まえ、資産運用を安全かつ効率的に行います。

**原則3.** アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行るべきである。

- 基金は、想定したリスクのもとで、可能な限りの総合収益(トータル・リターン)を長期的に確保することを目指し、安全かつ効率的に運用するため、年金資産を4つのポートフォリオ(①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオ)に区分し、それぞれ長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策アセットミクス」を定めており、分散投資などのリスク管理を適切に行います。

- 基金は、外部の運用受託機関について、中期目標期間(5年)ごとに公募により選定します。
- 運用受託機関の選定に当たっては、選定基準を設けており、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先が選定されるよう努めます。

**原則4.** アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- 基金は、年金資産の構成割合、運用成績等について、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、被保険者等に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在の納付保険料、運用結果等の通知を行います。
- また、基本方針、資金運用委員会の委員名簿や議事内容、外部運用を委託する運用受託機関の名称などをホームページで公表し、運用の透明性の確保を図ります。

**原則5.** アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- 基金は、平成26年(2014年)に、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明し、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を策定・公表しています。
- 基金は、運用受託機関に対して投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促す観点から、ESG要素を考慮しつつ、「企業との対話(エンゲージメント)」や「株主議決権行使」などの対応を行うことを求めます。それにより、被保険者等である農業者のため、中長期的な観点から安全かつ効率的な運用を目指すとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済、社会、環境の形成に資するよう努めます。また、自家運用においてESG債の購入を行います。
- これらの実施状況については、ホームページで公表します。